

学生・保護者 各位

5月25日の緊急事態宣言の解除から1か月が経過しました。この間、国内では約1,500人の新たな感染者が発生し、その内の788人(2020.5.25現在)は東京都で確認されています。

クラスターが発生した職場では、同じフロアで事務仕事をしていた外、複数で飲み会を開くなどしていたことが判明しています。

また、20～30代の感染者には、会社の同僚や感染者と会食したケースが目立つことが指摘されています。

6月19日からは、都道府県をまたぐ移動制限が解除され、群馬県内でも、公共交通機関の利用者や、車の交通量が増加しています。

これらの状況から私たちは、「緊急事態宣言の解除」「都道府県をまたぐ移動制限の解除」は、決して基本的な感染対策を緩和することではないことをしっかり認識する必要があります。

社会経済の活動を広げていくためには、「三つの密の回避」「人と人の距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」など、感染拡大を予防する新しい生活様式を私たち一人一人が継続して実践していくこと、また、業種ごとに策定された感染拡大予防ガイドラインが実践されていることが大前提です。

新型コロナウイルス感染症は、無症候の感染者であっても他者に感染させてしまう可能性があります。何の症状もない人や、咽頭痛程度の人が周囲の人に感染させてしまう可能性があることが感染を拡大させる要因となっています。

感染対策のポイントは、①ウイルスを含む飛沫が目・鼻・口の粘膜に付着することを防ぐこと
②ウイルスが付着した手で目・鼻・口の粘膜と接触しないことです。

新型コロナウイルスは人によって移動していることを再度認識し、感染しない・感染させないために、「新しい生活様式の実践例」を参考に、あらためて自身の日常生活を見直してください。また、利用する施設や店舗が「業種ごとに策定された感染拡大予防ガイドライン」を実践しているか確認してください。

以上

2020年6月26日

渋川看護専門学校 学校長 井口千春